

武蔵野市まちづくり条例の一部を改正する条例案に関する意見募集について

このことについて、武蔵野市自治基本条例第15条の規定に基づき、下記のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施します。

記

1 実施期間

令和6年10月1日（火）から令和6年10月15日（火）まで

2 意見募集の周知

市報10月1日号、市ホームページ及び市公式SNSへの掲載

3 改正案の閲覧・配布

まちづくり推進課、各市政センター及び各コミュニティセンター並びに市ホームページ

4 意見提出方法

電子メール、ファクス、郵送、又は直接持参

5 内容

「武蔵野市まちづくり条例の一部を改正する条例案について」のとおり

6 今後の予定

令和6年10月1日～10月15日	意見募集（パブリックコメント）の実施
令和7年2月 （可決した場合）	武蔵野市まちづくり条例の一部を改正する条例案上程
4月	改正内容の公表、周知
7月1日	武蔵野市まちづくり条例の一部を改正する条例の施行

担当課 都市整備部まちづくり推進課